

令和7年5月26日開催

## 新庄市農業委員会第24回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和7年5月）議事録

1. 開催日時 令和7年5月26日（月）午前10時00分
2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（14名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
6番 森 良一	7番 下山 秀一
8番 奥山 久	9番 中鉢 浩
11番 田宮 成彦	12番 齋藤 謙二
13番 星川 吉和	15番 三原 幸一
17番 星川 豊	18番 佐藤 喜代志
4. 欠席した委員（5名）

5番 指村 貞芳	10番 五十嵐 成生
14番 伊藤 和彦	16番 星川 秀男
19番 高山 光弥	

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第 82 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 83 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 4 報告第 63 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
日程第 5 報告第 64 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長	今田 新	局長補佐	鏡 彰 広
主任	結城 美緒	主 事	星川 真優

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

それでは、これより令和 7 年度新庄市農業委員会第 24 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は 14 名です。欠席通告者は 5 番指村貞芳委員、10 番五十嵐成生委員、14 番伊藤和彦委員、16 番星川秀男委員、19 番高山光弥委員の 5 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 24 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

### ○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に 7 番下山秀一委員と 18 番佐藤喜代志委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の結城美緒さんと星川真優さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第82号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

ここで、15番三原幸一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。暫時休憩します。

( 三原幸一委員 退席 )

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第82号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区5件、稲舟地区6件、萩野地区3件、八向地区2件、計16件ございます。

尚、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区1番につきまして、5月21日に調査確認しました。農地所有適格法人との賃貸借契約となっており、貸人と借人が同住所である理由は親族である為ということでした。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区2番につきまして、5月21日に調査確認しました。新庄地区1番と同様の権利設定です。農地所有適格法人との契約となっており、貸人が2名で持分の2分の1ずつという内容でした。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区3番につきまして、5月21日に調査確認しました。以前の借人による借料の未払いと相続が未成立という状況の中で、貸人が借人に耕作を依頼し、3人で話し合いを行い今回の契約となりました。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区4番につきまして、5月15日に調査確認しました。両者合意での所有権移転という事でした。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区5番につきまして、5月15日に調査確認しました。両者合意での賃借権設定であり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区1番につきまして、5月19日に調査確認しました。以前は新庄地区1番の貸人が借りていましたが、今後は法人として賃借するとの事で今回の契約となりました。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区2番につきまして、5月19日に調査確認しました。新庄地区1番、稲舟地区1番と同様、個人として借りていた農地をそのまま法人として賃借するとの事で問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区3番につきまして、5月19日に調査確認しました。以前から個人に貸していた農地をそのまま法人に正式に賃借するという事でした。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区4番につきまして、5月19日に調査確認しました。貸人は借人である農地所有適格法人の役員という事で問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区5番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区5番につきまして、5月19日に調査確認しました。以前から貸していた農地をそのまま今回の借人に正式に賃借するという事でした。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区6番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区6番につきまして、5月19日に調査確認しました。こちらの農地は昨年の水害により被害を受けたという事で、これまで借り受けていた方と新たな借人と貸人の3人で相談した結果、今回の契約となりました。尚、これまでの借人とは合意解約したとの事です。詳細は今月の報告第64号にあるとおりです。対価については不整地という事と水害の被害を受けたという事で少し安価ですが、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区1番につきまして、5月17日に調査確認しました。譲受人と譲渡人との合意で所有権移転が成立したとの事でした。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区2番につきまして、5月17日に調査確認しました。以前に両者間で貸借していましたが今回3条での契約をするとの事でした。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区3番につきまして、5月18日に調査確認しました。以前から耕作しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区1番につきまして、5月19日に調査確認しました。同一世帯内での使用貸借ですので問題ないと判断しました。宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区2番につきまして、5月20日に調査確認しました。貸人の農地を借りて借人がそばを栽培するとの事でした。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第82号農地法第3条の規定

による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第82号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

( 三原幸一委員 入場・着席 )

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第3、議案第83号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第83号農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1件、萩野地区1件ございます。

内容につきましては議案書の通りとなっております。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区1番につきまして、5月19日に調査確認しました。以前は譲渡人が申請地の隣地に住んでいましたが、現在の住所に住宅を新築し元の住宅を解体しました。土地を隣人である譲受人に所有してもらえないかと相談した結果、話がまとまったという内容でした。譲受人は手広く農業をされており、農地を転用して農業用倉庫を建築したいという申請になります。よろしくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

萩野地区1番につきまして、5月16日に調査確認しました。大字泉田字上村西465-3に携帯電話の基地局を建設するという事で、工事期間中にその隣りである対象農地を資材や休憩所等に使用する為、一時的に転用するという内容でした。8月末で建設終了予定であり、終了次第農地に原状復帰するそうです。問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第83号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第83号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第4、報告第63号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第63号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区2件、稲舟地区1件、八向地区3件、計6件ございます。

内容につきましては、相続による所有権取得であつせん等の希望はありません。よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの報告第63号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第63号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり受理を確認しました。

○議長

次に日程第5、報告第64号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第64号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区2件、稲舟地区1件、萩野地区1件、計4件ございます。

いずれの案件も届出書の記載事項に不備のないことを確認し受理しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第64号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第64号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり受理を確認しました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第24回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和7年5月26日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 下山 秀一

議事録署名委員 佐藤 喜代志